

九州・沖縄地方産業競争力協議会の 今後の在り方について（案）

令和6年11月11日

九州・沖縄地方産業競争力協議会事務局

協議会の概要

- 平成25年6月閣議決定の「日本再興戦略」を受け、全国各地の生の声を戦略の実行に反映させていくため、地域ブロックごとに地方産業競争力協議会を設置。
- 九州では平成 25 年 11 月に協議会を設立。
メンバー 会長：倉富 純男（九州経済連合会会長）
委員：各県知事、政令市長、民間代表14名、オブザーバー：国地方機関
事務局 九州地方知事会、九州経済連合会、九州経済産業局、沖縄総合事務局
- 年 1 回程度開催し、成長戦略の策定とフォローアップ等を実施。

これまでの主な開催状況

- 平成25年11月19日 第 1回協議会
・協議会発足、戦略 4 分野の決定
- 平成26年 3月24日 第 2回協議会
・九州・沖縄地方成長産業 戦略(Earth戦略) 決定
- 令和 3年 3月23日 第10回協議会
・Earth II 戦略決定（4つの視点の追加）
- 令和 5年 9月 7日 第12回協議会
・各プロジェクトの進捗確認、国からの情報提供

九州・沖縄地方産業戦略（Earth戦略II）

- 九州・沖縄が今後重点的に推進すべき事項と方向性を示す成長産業戦略（計画期間：令和 3年～ 7年）
- 戦略 4 分野と 4 つの視点を軸に構成
〔戦略 4 分野〕
①クリーン（エネルギー、次世代自動車、環境）
②医療・ヘルスケア・コスメティック
③農林水産業・食品
④観光
〔4 つの視点〕
①SDGs ②先端技術
③働き方改革 ④アフターコロナ
- 2 1 ある個別プロジェクト毎にKPIを設定し、九州各県、国地方機関、九経連等に幹事団体を割り振り進捗管理

クリーン／Energy & Environment

農林水産業・食品／Agriculture

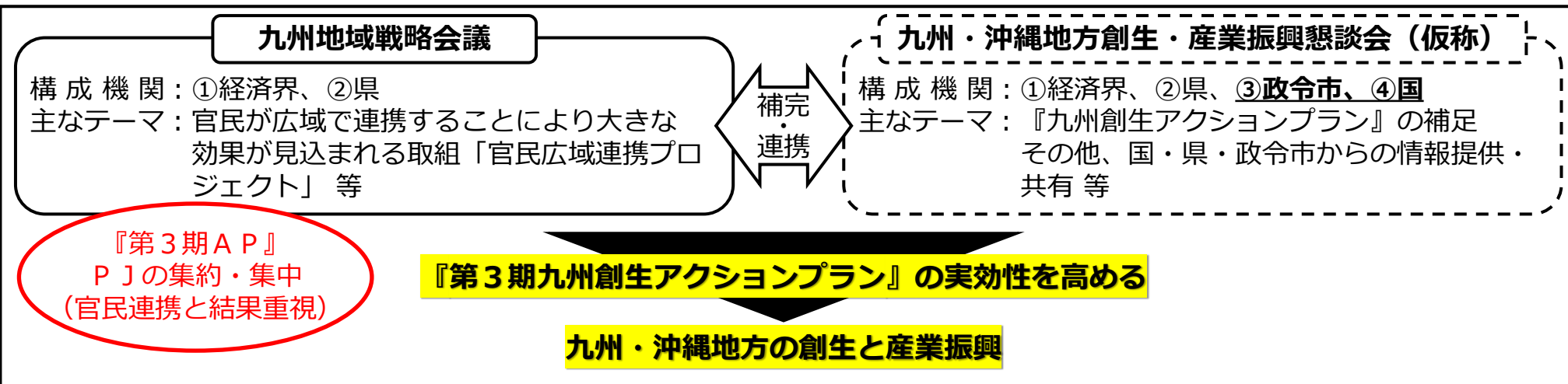


医療・ヘルスケア・コスメ／Health

観光／Tourism

今後の在り方（案）

- 九州・沖縄地方産業競争力協議会は、アース戦略を推進しつつ、九州・沖縄地方における産業再生に必要な政策等に関する地方の声を中央政府に伝えるとともに、経済界、各県、九州3政令市及び国地方支分部局が一堂に会し、時代に沿ったテーマで議論を重ね、他の地方には無い会議体としての強みを活かしてきた。
- 一方で、構成各機関が必要な取組や議論を個別に行う中、九州地域戦略会議や同会議が策定する『第2期九州創生アクションプラン』（今年度で期間満了）等との重複感も指摘されており、同プランの改定及び『アース戦略Ⅱ』の終了に併せ、戦略会議の議論と一体感を持たせることが必要。
- このため、今後は、**戦略会議と相互に補完・連携しながら、九州・沖縄地方で情報共有・意見交換を行うための懇談会として再編**する。
 - ✓ 名称を「九州・沖縄地方創生・産業振興懇談会（仮称）」とし、開催頻度は年1回程度とする。
 - ✓ アース戦略は現行の第Ⅱ期をもって終了し、**後継の戦略は策定しない**。



- 開催時期は、例えば戦略会議の夏季セミナーなど、多くの構成員の出席が予定されている定例のイベントを考慮し、日程を決定する。
 - ✓ 令和6年度：令和6年11月11日（今後の在り方について決定）
 - ✓ 令和7年度：新たな懇談会での初会合

現行の設置規程

令和6年8月1日最終改正

(設置)

第1条 九州地方知事会、一般社団法人九州経済連合会、九州経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局の共同により、九州・沖縄地方産業競争力協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、平成25年6月14日付けで閣議決定された日本再興戦略に掲げられた地方産業競争力協議会及び平成25年7月9日付けで全国知事会において緊急決議された地域経済再生戦略会議の設置の主旨に則り、九州・沖縄地域において次の事項に取り組み、地方における産業再生に必要な政策その他に関する地方の声を中央政府にあげ、地方経済の再生・活性化を図ることを目的とする。

- 一 地域における戦略産業の検討・特定
- 二 地域資源の掘り起こし
- 三 地域に必要な産業人材の育成に係る戦略等の検討・策定
- 四 前各号の展開及びフォローアップ

(構成)

第3条 協議会は、九州・沖縄地域における民間企業等の経営者及び同地域の行政機関の長から選出した別記第一表に掲げる者を委員として構成する。

- 2 協議会に会長を1名置く。
 - 一 会長は、一般社団法人九州経済連合会 会長が務めるものとする。
 - 二 会長は、協議会の開催にあたって、その進行を行う。
 - 三 会長は、必要と認めるときは、委員を追加することができる。
- 3 委員の任期は、令和8年3月31日までとする。ただし、任期満了以降にも第2条に定める事項の継続が必要と会長が認めるときは、所定の期間を定めて任期を延長することができるものとする。
- 4 会長は、必要と認めるときは、協議会の傘下に分科会を設置することができる。

(開催)

第4条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長に事故等があるときは、会長があらかじめ指定した者がその職務を代行する。
- 3 会長は、必要と認めるときは、協議会を书面開催とすることができる。
- 4 会長は、協議会を開催するときは、別記第二表に掲げる政府の地方出先機関（以下、「政府機関」という。）にオブザーバーとして参加要請する。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員及び政府機関以外の者を協議会に招聘し、意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 協議会の運営にあたって、九州地方知事会、一般社団法人九州経済連合会、九州経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局により事務局を組織する。

- 2 事務局の運営に関して必要な事項は、会長が別にこれを定める。

(雑則)

第6条 この規程に定めるものの他、必要な事項については、会長が別にこれを定める。

別記

第一表 九州・沖縄地方産業競争力協議会 委員名簿

	区分	氏名	所属・役職
1	会長	倉富 純男	一般社団法人九州経済連合会 会長
2	委員	宮城 茂	一般社団法人沖縄県経営者協会 会長
3	委員	池内 比呂子	株式会社テクノ、ホールディングス 代表取締役
4	委員	大浦 敬子	株式会社おとなの学校 代表取締役
5	委員	甲斐 隆博	株式会社肥後銀行 代表取締役会長
6	委員	唐池 恒二	一般社団法人九州観光機構 会長
7	委員	坂下 栄次	宮崎県経済農業協同組合連合会 代表理事会長
8	委員	中島 崇	東郷メディキット株式会社 代表取締役
9	委員	西 亮	滲透工業株式会社 代表取締役社長
10	委員	藤田 雅史	フジミツ株式会社 代表取締役社長
11	委員	森 義久	森産業グループ 会長
12	委員	吉川 幸人	青紫蘇農場株式会社 代表取締役
13	委員	吉田 力雄	株式会社ワイビーエム 代表取締役社長
14	委員	吉村 恭彰	株式会社フォレストホールディングス 代表取締役会長
15	委員	龍造寺 健介	本多機工株式会社 代表取締役社長
16	委員	村岡 嗣政	山口県 知事
17	委員	服部 誠太郎	福岡県 知事
18	委員	山口 祥義	佐賀県 知事
19	委員	大石 賢吾	長崎県 知事
20	委員	木村 敬	熊本県 知事
21	委員	佐藤 樹一郎	大分県 知事
22	委員	河野 俊嗣	宮崎県 知事
23	委員	塩田 康一	鹿児島県 知事
24	委員	玉城 康裕	沖縄県 知事
25	委員	武内 和久	北九州市 市長
26	委員	高島 宗一郎	福岡市 市長
27	委員	大西 一史	熊本市 市長

第二表 九州・沖縄地方産業競争力協議会 オブザーバー名簿

	区分	氏名	所属・役職
1	オブザーバー	中西 悦子	九州総合通信局長
2	オブザーバー	倉林 健二	九州財務局長
3	オブザーバー	福島 秀生	福岡財務支局長
4	オブザーバー	尾崎 俊雄	九州厚生局長
5	オブザーバー	小野寺 徳子	福岡労働局長
6	オブザーバー	北林 英一郎	九州農政局長
7	オブザーバー	星野 光明	九州経済産業局長
8	オブザーバー	森田 康夫	九州地方整備局長
9	オブザーバー	原田 修吾	九州運輸局長
10	オブザーバー	則久 雅司	九州地方環境事務所長
11	オブザーバー	三浦 健太郎	沖縄総合事務局長

※以上、敬称略。民間委員：あいいうえお順／行政機関：建制順等。

新たな体制案（構成員）

	所属・役職
1	一般社団法人九州経済連合会 会長
2	九州経済同友会 代表委員
3	九州経済同友会 代表委員
4	九州商工会議所連合会 会長
5	九州経営者協会 会長
6	一般社団法人国立大学協会九州支部 代表者
7	山口県 知事
8	福岡県 知事
9	佐賀県 知事
10	長崎県 知事
11	熊本県 知事
12	大分県 知事
13	宮崎県 知事（九州地方知事会 会長）
14	鹿児島県 知事
15	沖縄県 知事

民間企業委員
↓
団体代表

国立大学関係を追加

	所属・役職
16	北九州市 市長
17	福岡市 市長
18	熊本市 市長（九州市長会 会長）
19	九州総合通信局 局長
20	九州財務局 局長
21	福岡財務支局 局長
22	九州厚生局 局長
23	福岡労働局 局長
24	九州農政局 局長
25	九州経済産業局 局長
26	九州地方整備局 局長
27	九州運輸局 局長
28	九州地方環境事務所 所長
29	沖縄総合事務局 局長

各構成機関からの主な意見と対応（案）

番号	意見	対応（案）
1	会議を通じて各界の連携促進や議論が活発化するように、会議の運営の在り方や委員の出席の呼びかけなどをしっかりと検討してもらいたい。	新たな懇談会の開催に当たっては、例えば九州地域戦略会議の夏季セミナーなど類似の定例イベントのスケジュール等を踏まえ、できるだけ同一行程で出席いただける日程を選定するなど、委員の皆様に参加いただきやすい環境づくりに努めます。 また、戦略会議や同会議が策定する『九州創生アクションプラン』との議論と一体感を持たせるため、九州・沖縄地方で情報共有・意見交換を行うための懇談会として再編の上、同会議と相互に補完・連携しながら、『アクションプラン』の実効性を高め、九州・沖縄地方の創生と産業振興を図ります。
2	情報共有のためであれば、本会とテーマが重複する九州地域戦略会議『九州創生アクションプラン』に集約することも検討していいのではないかな。	本会は、九州地域戦略会議の構成機関である九州経済界、九州各県に加え、九州3政令市、国地方支分部局が一堂に会する唯一の会議体であると認識しています。 今後は、戦略会議や同会議が策定する『九州創生アクションプラン』との議論と一体感を持たせるため、九州・沖縄地方で情報共有・意見交換を行うための懇談会として再編の上、同会議と相互に補完・連携しながら、『アクションプラン』の実効性を高め、九州・沖縄地方の創生と産業振興を図ります。
3	メンバー間の中で、当面の目的や位置付けを明確にした方がいいのではないかな。	

【参考】これまでの主な開催概要と今後の見通し

平成25年 (2013年)	第1回協議会（平成25年11月19日） ・以下の4分野を戦略産業分野に決定 ①クリーン(環境、エネルギー、次世代自動車) ②医療・ヘルスケア・コスメティック ③農林水産業・食品 ④観光	令和2年 (2020年)	第9回協議会（書面）（令和2年7月14日） ・次期戦略の方向性、骨子、策定に向けた工程 参考：第2期九州創生AP策定
平成26年 (2014年)	第2回協議会（平成26年3月24日） -- 九州・沖縄地方成長産業戦略(アース戦略)策定 ・アクションプランを策定	令和3年 (2021年)	第10回協議会（令和3年3月23日） -- アース戦略Ⅱ改定 ・各プロジェクトの概要について
平成27年 (2015年)	第3回協議会（平成27年2月5日） 第4回協議会（平成27年12月21日） 参考：第1期九州創生AP策定	令和4年 (2022年)	第11回協議会（令和4年7月14日） ・国の重点投資分野
平成28年 (2016年)	第5回協議会（平成28年9月6日） ・熊本地震からの復旧・復興に向けたオール九州の取組 ・新たな取組 外国人材の活用 大規模国際スポーツイベントの活用 ・国の関連施策等	令和5年 (2023年)	第12回協議会（令和5年9月7日） ・国からの情報提供
平成29年 (2017年)	第6回協議会（平成29年6月30日） ・アース戦略の見直し ・大規模国際スポーツイベント活用分科会の取組状況 ・その他関連する取組状況 ・アース戦略の改訂着手	令和6年 (2024年)	第13回協議会（令和6年11月11日予定） ・アース戦略Ⅱ 各プロジェクトの進捗状況 ・協議会の今後の在り方 ・その他情報提供
平成30年 (2018年)	第7回協議会（平成30年7月23日） ・既存プロジェクトの見直し ・新規プロジェクト(ドローンプロジェクト)立上げ ・アース戦略改訂 ・大規模国際スポーツイベント活用分科会の取組状況	令和7年 (2025年)	参考：第3期九州創生AP策定（予定） 第1回九州・沖縄地方創生・産業振興懇談会（仮称） ・ 新たな懇談会での初会合
平成31年 令和元年 (2019年)	第8回協議会（令和元年7月2日） ・大規模国際スポーツイベント活用分科会の取組状況 ・次期アース戦略見直しの方向性		